

〔N○. 19〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は考慮しないものとする。

1. 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域等による用途の制限の規定の適用については、当該一団地は一の敷地とみなされる。

→法86条（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和） 法48条（用途地域等）

一団地 法86条1項 の中に法48条は、入っていないので対象外

2. 建築協定は、都市計画区域及び準都市計画区域外であっても定められることがある。

→第4章（建築協定） 第3章（都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及用途）

建築協定は第4章の規定(法69条～) 都市計画区域等内の規定は第3章の規定(集団規定)

3. 都市計画において建築物の高さの限度が10mと定められた第二種低層住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であって、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものについては、建築物の高さの限度は、12mとすることができる。

→法55条（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ限度）→令126条の4（設置）

絶対高さ 法55条2項 一定規模以上の空地を有し、特定行政庁が認めれば12m

4. 避難階を1階とするホテルにおける3階以上の階の宿泊室（床面積が30m²を超えるもの）には、採光上有効な窓がある場合であっても、非常用の照明装置を設けなければならない。

→第4節（非常用の照明装置） 令126条の4（設置）

避難規定 非常用照明 令126条の4 法別表第1(イ)蘭(2)項